

令和6年度

看護師特定行為研修募集要項

「栄養管理に係わるカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連」

「栄養管理に係わるカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連」

「動脈血液ガス分析関連」

「栄養及び水分管理に係わる薬剤投与関連」

「感染に係わる薬剤投与関連」

公立陶生病院

I. 公立陶生病院看護師特定行為研修の基本理念と目的、目標

1. 基本理念

公立陶生病院は、地域基幹病院として看護師特定行為研修（以下「特定行為研修」とする）を通して地域医療の質向上に貢献し、高い技術と高い志を備えた医療人の育成のため、急性期医療や在宅医療の現場において高度な臨床実践能力を発揮できる看護師を養成する基盤を構築するものである。そして、特定行為研修を通して、社会的責任と役割を自覚し新たな医療の発展に寄与することを目指す。

2. 教育目的

本研修においては、臨床現場において看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度で専門的な知識・技術・態度の向上を図ることを目的とする。

3. 教育目標

- 1) 多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける
- 2) 多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける
- 3) 多様な臨床場面において患者に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実施する能力を身につける
- 4) 問題解決に向けて多職種と効果的に協働する力を身につける
- 5) 医師の指示の下、手順書により、身体所見、検査所見、画像所見等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、安全に特定行為が実践できるようになる
- 6) 手順書を作成し、再評価、修正できる能力を養う
- 7) 医師から手順書による指示を受け、実施の可否を判断するために必要な知識を学ぶ
- 8) 実施、報告の一連の流れが適切に行える
- 9) 医療倫理的な配慮を考えて、特定行為が実践できるようになる

4. 特定行為研修の特色

- 1) 指導医・専門医資格等を有する医師と専門看護師・認定看護師・特定行為を修了した看護師による研修・指導体制
- 2) 共通科目・区分別科目はeラーニングを活用し効率的かつ繰り返し学習が可能
- 3) 施設内および地域の看護職が受講しやすい学習環境の支援
- 4) 臨床経験が豊富な医師によって作成された手順書に基づいた指導
- 5) 事務によるサポート体制

II. 開講するコースと定員

感染管理コース：定員 5 名（履修免除者も含む）

III. 教育課程

1. 研修期間

研修期間：原則 1 年（12 ヶ月）とし、在籍期間は 2 年（24 ヶ月）を限度とする

※ 共通科目を履修後、区分別科目の受講を開始とする

※ 共通科目履修免除者の研修期間は原則 6 ヶ月とし、在籍期間は 1 年 6 ヶ月（18 ヶ月）を限度とする

1) 研修期間：令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日

【共通科目】6 ヶ月（令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

【区分別科目】6 ヶ月（令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日）

2. 教育内容及び教育時間数

1) 教育内容

特定行為研修は、全ての特定行為区分に共通する「共通科目」と各特定行為に必要とされる能力を身につけるための「区分別科目」（感染管理コース）に分かれており、研修は、講義、演習、実習によって行われます。講義は勤務先や自宅で e ラーニングによる受講には、インターネット環境のあるパソコン、タブレット、スマートフォン等が必要です。各科目は e ラーニングによる講義、グループワークによる演習を受講後（一部実技試験に合格）に実習へ進み、評価として観察評価を行う。そして修了試験として筆記試験を実施し評価する。

なお、区分別科目の受講は、共通科目の履修修了が条件となる。

当院の特定行為研修の研修は感染管理コースである。

(1) 領域コースの選択について

感染管理コースは必修と選択に分かれている。必修は必ず受講するものとし、

コース	区分別科目	
(8) 感染管理	必修	①栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連 ④栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
	選択	②栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連 ③動脈血液ガス分析関連 ⑤感染に係る薬剤投与関連

選択は必要に応じて受講することが可能である。

2) 教育時間数

(1) 共通科目と時間数 (研修期間の目安: 6ヶ月)

履修科目	講義	演習	実習	評価	合計
臨床病態生理学	27	2		1	30
臨床推論	35	8	1	1	45
フィジカルアセスメント	39	3	2	1	45
臨床薬理学	35	9		1	45
疾病・臨床病態概論	34	4		2	40
医療安全学・特定行為実践	22	13	9	1	45
合計時間数	192	39	12	7	250

(2) 区分別科目と時間数 (研修期間の目安: 6か月)

NO.	区分別科目	講義	演習	実習	合計
①	栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	7		5 症例	7
②	栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	8		5 症例	8
③	動脈血液ガス分析関連	13		各 5 症例	13
④	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	14	2	各 5 症例	16
⑤	感染に係る薬剤投与関連	25	4	5 症例	29
合計時間数		67	6	35 症例	73

IV. 修了要件

本研修を修了するためには、以下の要件を満たし、公立陶生病院特定行為管理委員会において修了が認定された場合、特定行為修了証を交付する。

1. 共通科目をすべて履修し、筆記試験並びに観察評価に合格すること
2. 共通科目修了後、必須及び選択した科目を履修し、筆記試験及び観察評価、一部の科目では実技試験に合格すること

※ 特定行為研修修了後は、特定行為研修修了証を交付し、研修修了者名簿を厚生労働省に提出する。

V. 履修モデル

共通科目を履修後、定められた区分別科目を履修する。

特定行為研修スケジュール<感染管理コース>

1) 共通科目 6ヶ月+区分別科目 6ヶ月

10月	11月	12月	R7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
開 講 式	共通科目						区分別科目					修 了 式
	講義・演習・実習						講義 演習 実習	実習 1行為につき5症例				

2) 共通科目の免除者は区分別科目の6ヶ月となる。

10月	R7年4月	5月	6月	7月	8月	9月
開講式	区分別科目					修 了 式
	講義・演習 実習	実習 1行為につき5症例				

履修の免除について

- 履修免除については、公立陶生病院看護師特定行為研修における履修免除規定に基づき既修科目の認定及び履修免除の決定を行う。
- 公立陶生病院看護師特定行為研修における履修免除の対象は、共通科目の全部を修了した場合に限るものとする。
- 公立陶生病院又は、他の教育機関が実施した特定行為研修において、共通科目の講義を修了し、履修免除を受けようとする出願者は、出願時に履修免除申請書（様式2）に特定行為研修修了書と共通科目の研修計画書を添えて申請する。
- 前項の申請があったときは、公立陶生病院看護師特定行為研修管理委員会において、申請者から提出された共通科目の研修計画書を下に出願者の習得状況を確認し、共通科目の講義履修免除の可否を決定する。
- 前項の規定により共通科目の講義履修免除が認定されたときは、別に定める共通科目の講義受講料を免除するものとする。

VI. 受講料

VII. 受講料は以下のとおりとします。

科目	単価（税込み）
共通科目	451,000 円
感染管理コース（必修：区分別科目①④のみ）	80,300 円
感染管理コース（全科目：区分別科目①②③④⑤）	255,200 円

VIII.

区分別科目	特定行為	単価
必修：①栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	・中心静脈カテーテルの抜去	27,500 円
選択：②栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	・末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	40,700 円
選択：③動脈血液ガス分析関連	・直接動脈穿刺法による採血 ・橈骨動脈ラインの確保	46,200 円
必修：④栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 ・脱水症状に対する輸液による補正	52,800 円
選択⑤感染に係る薬剤投与関連	・感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与	88,000 円

IX. 受講要件

次に定める要件をすべて満たしていることが必要。

<必須要件>

1. 日本国内における看護師免許を有すること
2. 看護師免許取得後、5年以上の実務経験を有し、JNA ラダーレベルⅢ～Ⅳ相当であること
3. 日本看護協会看護師賠償責任保険等の賠償責任保険に加入していること
4. 所属長の推薦を受け受講することを認められた者

X. 出願手続き

1. 募集期間

2024年8月8日(木)～2024年9月13日(金)

2. 募集要項請求方法

【出願提出書類】

- 1) 様式1 志願書
- 2) 様式2 履歴書
- 3) 様式3 志願理由書
- 4) 様式4 推薦書
- 5) 認定看護師認定証あるいは専門看護師認定証等の写し（該当者のみ）
- 6) 特定行為研修修了証等の修了を証明する書類（該当者のみ）
- 7) 看護師免許の写し（A4サイズに縮小）
- 8) 書類等返送封筒（返送先の住所、氏名、郵便番号を明記した長3の封筒に送料用切手404円〈簡易書留料金分〉を貼付）※当院職員は不要

【出願書類提出先】

〒489-8642 愛知県瀬戸市西追分町160番地

公立陶生病院 看護局 看護師特定行為研修担当

*「特定行為研修受講申請書類在中」と朱書きし「郵便書留」で送付して下さい。

2024年9月13日(金)必着

XI. 選考方法

書類審査による選考

XII. 合否発表

2024年9月20日(金)